

仕 様 書

- 1 修 繕 名 称 第一アリーナ 既存照明器具ＬＥＤ化修繕
- 2 修 繕 内 容 別紙設計書のとおり
- 3 修 繕 場 所 秋田県立秋田北鷹高等学校
 (北秋田市伊勢町１番１号)
- 4 期 限 令和８年１１月３０日（月）
- 5 特 記 事 項
 - (１) ＬＥＤ管及び修繕に必要な消耗部材は受注者の負担とする。また、取り外した器具等は発注者に引き渡すものとする。
 - (２) 作業期間及び作業時間は着手前に協議するものとするが、授業や学校行事等の対応のため、変更する場合がある。
 - (３) 作業期間中は、学校内の安全に配慮し、特に児童生徒、職員及び来校者等の安全に留意すること。また、校内の他の施設設備に影響を及ぼさないようにすること。
 - (４) 既存照明器具の状況により、今回の修繕内容によっても管球交換ができない箇所が発生した場合は、発注者と受注者で協議する場合がある。
 - (５) 検査は、発注者、受注者、双方立ち会いのもと点灯確認したうえで完了とする。